



KOURAKUEN  
HOLDINGS



平成 28 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社 幸楽苑ホールディングス  
 代表者の役職名 代表取締役社長 新井田 傳  
 (東証第一部 コード番号 7 5 5 4 )  
 問い合わせ先 専務取締役 武田 典久  
 T E L 0 2 4 - 9 4 3 - 3 3 5 1  
<http://www.kourakuen.co.jp/>

## 剰余金の配当（期末配当）に関するお知らせ

平成 28 年 3 月 31 日開催の当社取締役会において、下記のとおり平成 28 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当（期末配当）を行うことを決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

### 1. 配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (平成 28 年 1 月 26 日公表)	前期実績 (平成 27 年 3 月期)
基 準 日	平成 28 年 3 月 31 日	同 左	平成 27 年 3 月 31 日
1 株当たり配当金	10 円 00 銭	10 円 00 銭	10 円 00 銭
配 当 金 の 総 額	164 百万円	—	165 百万円
効 力 発 生 日	平成 28 年 6 月 20 日	—	平成 27 年 6 月 19 日
配 当 原 資	利益剰余金	—	利益剰余金

(注) 当社は、平成 18 年 6 月 16 日に開催いたしました第 36 期定時株主総会において、剰余金の配当を取締役会決議で行える旨の定款変更を行っております。

### 2. 理 由

当社は、株主に対する配当方針を重要政策のひとつと考えており、会社の競争力を維持・強化して、株主資本の拡充と同利益率の向上を図るとともに、配当水準の向上と安定化に努める方針であります。内部留保による資金は、新規店舗出店に充当することを予定しており、将来的には収益性の向上を図り利益還元を行う予定であります。なお、当社は、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当等を決定する機関は、会社法第 459 条の規定に基づき取締役会であります。

平成 28 年 3 月期の配当につきましては、上記方針に基づき平成 27 年 12 月 1 日に中間配当として 1 株当たり 10 円を実施しており、期末配当については 1 株当たり 10 円の配当を実施することを決議し、1 株当たり年 20 円の剰余金の配当となりました。

(参考) 年間配当の内訳

基 準 日	1 株当たり配当金		
	第 2 四半期末	期 末	年 間
当 期 実 績	10 円 00 銭	10 円 00 銭	20 円 00 銭
前期実績 (平成 27 年 3 月期)	10 円 00 銭	10 円 00 銭	20 円 00 銭

以 上